2　献血運動推進全国大会の開催等

国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、七月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

3　献血推進運動中央連絡協議会の開催

国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

4　献血推進協議会の活用

都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

5　その他関係者による取組

官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

二　献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に充分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせた、献血者に安心、やすらぎを与える環境作り等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。

国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第三　その他献血の推進に関する重要事項

一　献血の推進に際し、考慮すべき事項

1　血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。

都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

2　献血者の利便性の向上

採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、具体的には、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血及び献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定、子育て世代に対応した託児スペースの整備等、献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。

都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う必要がある。

3　血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底、ＨＩＶ等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

4　採血基準の在り方の検討

国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。

5　まれな血液型の血液の確保

採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

6　二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、四〇〇ミリリットル全血採血を基本として行う必要がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、献血を周知啓発する取組を積極的に行うとともに、特に高校生等の献血時には、四〇〇ミリリットル全血採血に献血者が不安がある場合は二〇〇ミリリットル全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうことが重要である。

血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

二　災害時等における献血の確保等

国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。併せて、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れを行う。

さらに、広域的な大規模災害の発生に備え、国及び採血事業者は、災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないための設備の整備を実施する必要がある。

平成二十三年三月の東日本大震災により、東北地方の一部の地域（岩手県、宮城県、福島県）で献血の受入れができない状況となったが、全国の非被災地において被災地域の需要分を加えた献血血液を確保することによって、血液製剤を安定的に供給することができた。今後も、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に全国的な献血の推進を図っていくことが重要である。